

様式第1号（第3条関係）



平成 27年 4月 8日

京丹後市議会議長 様

会派名 日本共産党

代表者名 森 勝

(電話)



### 政務活動費交付申請書

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 会派の名称 日本共産党
- 2 会派結成年月日 平成 27年 4月 1日
- 3 代表者名 森 勝
- 4 経理責任者名 平林 智江美
- 5 所属議員数 4人（別添名簿のとおり）
- 6 交付申請額（平成27年度分） 720,000円

## 会派名簿

会派名 日本共産党 4名

所属議員 森 勝  
平林 智江美  
田中 邦生  
橋本 まり子



7 総務第 2 4 6 号

平成 2 7 年 4 月 2 1 日

日本共産党

代表者 森 勝 様

京丹後市長 中 山



### 政務活動費交付決定通知書

平成 2 7 年 4 月 8 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により通知します。

#### 記

- 1 平成 2 7 年度政務活動費交付決定額 7 2 0 , 0 0 0 円

(参 考) 条例第 9 条の規定に基づく既交付決定額  
平成 2 7 年 4 月 1 3 日現在

0 円

様式第5号（第5条関係）



平成27年10月7日

京丹後市議会議長 様

会派名 日本共産党

代表者名 森 勝

(電話)

無会派議員名

(電話)

印

政務活動費実績報告書

平成27年4月21日付け議会第246号により交付決定のあった政務活動費に係る下記の実施期間における政務活動が完了したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 政務活動費の額 171,414 円
- 2 政務活動費の対象となる経費の内訳

| 区分       | 金額      | 政務活動費を充てた主な活動    |
|----------|---------|------------------|
| 調査研究費    |         |                  |
| 研修費      |         |                  |
| 広報費      | 171,414 | 議会報告ニュース全戸配布・会場費 |
| 広聴費      |         | (無会派議員は交付対象外)    |
| 要請・陳情活動費 |         |                  |
| 合計       | 171,414 |                  |

- 3 政務活動の実施期間（該当期間に○）

|   |             |  |              |
|---|-------------|--|--------------|
| ○ | 上半期（4月から9月） |  | 下半期（10月から3月） |
|---|-------------|--|--------------|

※ 添付書類

- (1) 政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類
- (2) 政務活動費の支出額及びその用途に関する書類
- (3) 政務活動費の支出に係る領収書の原本（確認後に返付します。）

## 議会報告会と懇談会

### 1) 丹後町宇川地域

日時 7月4日(土)

場所 ~~上野公民館~~ 区民会館

参加議員 森勝・田中邦生・平林智江美・橋本まり子

参加人数 15名

内容

- ・6月議会報告
- ・米軍基地に関わって、騒音問題・交通事故問題などについて
- ・地域要望について
- ・その他

### 2) 市内全域

日時 8月10日(月)

場所 峰山地域公民館

参加議員 森勝・田中邦生・平林智江美・橋本まり子

参加人数 30名

内容 6月議会報告と懇談  
別紙のとおり

京丹後市議会6月議会の概要

1、6月補正予算

・一般会計補正予算（1号）

- 歳入歳出それぞれ11億9285万円を追加し予算総額を331億285万円とするもの
- 再編交付金事業交付金内示2億517万円の追加、基金へ2億56万円を積み立てる
- 新シルク産業創造事業4億1600万円
- 高機能シルク研究開発委託料等2600万円
- 新シルク研究開発・利用促進施設整備工事等3億9000万円
- 平成31年まで実証研究として7億円を使う
- 国際交流事業海外実地調査費288万円
- 実地調査候補地にニュージーランドとフィジー
- フィジーは外務省が渡航リスクがあり特別の注意が必要としている
- 福祉有償運送助成事業
- 京都府の補助金減額に伴い上限額が1万円から5000円に半減

・一般会計補正予算（2号）

- 歳入歳出それぞれ6億1244万円を追加し予算総額を337億1530万円とするもの
- 「<sup>ハテナツ</sup>韓哲・まちづくり夢基金」へ5億円の積み立て
- 宇川診療所及び医師住宅購入のための不動産鑑定209万円、公設民営ですすめる

2、条例

- ・「京丹後市誰もご幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり推進条例」を撤回  
名前を変えて再提案「京丹後市市民総幸福のまちづくり条例」
- ・「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」  
保健師または看護師を保育士とみなす等
- ・「京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ条例の一部改正」  
多床室の利用料が日額320円が370円に引き上げ

3、陳情審査

- ・「米軍Xバンドレーダー基地に関わる陳情書Ⅱ」を否決
- ・「小天橋～浜詰『海岸遊歩道の設置』に関する陳情書」趣旨採択

4、一般質問

- ・田中議員→公共交通空白地の解消について  
米軍基地に関わる安心安全について
- ・橋本議員→子育て支援として、放課後児童クラブの施設設備の充実を  
小中学校の通学の安全や、スクールバスの運行について  
市の臨時職員の待遇改善はどこまで進んだのか。市の職員、教職員の勤務の状況は
- ・平林議員→安保法案と米軍基地について  
介護保険制度について
- ・森 議員→戦争法案と「集団的自衛権」について  
宇川米軍基地と米軍居住地問題について  
市臨時職員の待遇改善と市職員の異常な残業問題について  
職場内におけるパワハラ問題について

5、緊急質問動議を否決

島津連合区が自主的に行った「米軍属の居住地建設に関する住民の意向調査」への市長の介入

領 収 証

日本共産党京丹後市会議員団 様 No. \_\_\_\_\_

★

¥ 2,000

但

区民会館使用料として

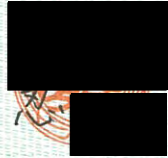
2015年7月4日 上記正に領収いたしました

内 訳

|           |
|-----------|
| 税抜金額      |
| 消費税額等( %) |

収 入  
印 紙

上野区長  
永井



# 京丹後市峰山地域公民館使用許可書・領収書

申請日 平成27年8月5日

住所 XXXXXXXXXX  
 団体名 日本共産党市会議員団  
 氏名 平本智江美 様  
 電話 ( ) XXXXXXXXXX

京丹後市峰山地域公民館  
 館長 **中山**



京丹後市峰山地域公民館の使用を下記に記載する条件を付して許可します。

記

|                  |   |                |           |
|------------------|---|----------------|-----------|
| 使用年月日            | 平成27年8月10日(月)                                     |                |           |
|                  | 午前7時00分 ~ 午前10時00分<br>(午後)                        |                |           |
| 使用室              | 大会議室 第1会議室 第2会議室 和室I 和室II<br>講義室 練習室 料理実習室 展示室    |                |           |
| 使用内容<br>(行事の名称等) | 議会報告会   |                |           |
| 使用分類             | 会議 研修会 講演会 教室 料理実習<br>サークル活動 スポーツ・レクリエーション その他( ) |                |           |
| 冷暖房              | 要(冷・暖)・否  | 付属設備・<br>備品の利用 | マイク       |
| 参加人数             | 30人   |                |           |
| 会場責任者            | 住所<br>氏名 同上                                       | 電話 ( )         | -         |
| ※使用料             | 室料  | 1,200円         | 合計 1,800円 |
|                  | 冷暖房費  | 600円           |           |
|                  | ※使用料<br>の免除                                       | 室料免除<br>冷暖房費免除 |           |

## 使用許可条件

- 申請者の都合でキャンセルの場合は使用料の返金はいたしません。
- 許可なく使用内容を変更しないこと。
- 館内での飲酒は禁止します。
- 館内での文書・ポスターなどの掲示は館長の許可を受けること。
- 物品の販売や陳列はできません。
- 備付記物の取扱いに注意し定められた箇所以外持ち出さないこと。
- 清潔、整理を旨とし散会後の始末を確実にすること。
- \*公民館はすべてセルフサービスとなっていますのでご協力ください。

お問い合わせ先 京丹後市峰山地域公民館 電話(0772)69-0661

許可日 平成27年8月5日  
 上記使用料金を領収しました。

|     |       |
|-----|-------|
| 領収印 | 受付(係) |
|     |       |

芳賀



印刷費

領 収 証

日本共産党京丹後市議員団様

¥ 102,600

但し 議会報告チラシ  
上記の金額正に領収致しました。



平成 27 年 9 月 30 日

〈扱者印なきもの又金額を訂正したものは無効とします〉

有限会社 **三丹印刷**

京都府京丹後市峰山町白銀14  
電話(0772)62-0220代

扱 者



日本共産党  
朝後市会議員団 様 領収証

年 月分

¥ 69,550-  
(消費税等込み)

2300枚

毎度ご購入ありがとうございます  
上記金額正に領収いたしました

27年9月26日

区 No.

領収  
小森  
(領収印のないものは無効です)

毎日新聞

サンデー毎日

一步リードのフレッシュ情報  
スポーツニッポン

領収証 日本共産党朝後市会議員団 様 No. ....

★ 74,233

内訳 但

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

27年9月26日 上記正に領収いたしました

収入印紙

京都府京丹後市弥栄町溝谷3316  
有限会社 平井商店

TEL 0772(65)2514  
FAX 0772(65)3423

ココヨ ウケ-98

領収証 日本共産党朝後市会議員団 様 No. ....

★ 75,594-  
1850枚

但

27年9月26日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

収入印紙

丹後大宮新聞販売センター

代表者 水無瀬勝彦

〒629-2502 京丹後市大宮町河辺3419-3

TEL 0772-64-2176 FAX 0772-64-5546

ココヨ ウケ-1097

新聞販売料

領 収 証

口十六左久下町役所  
会議員団

様 No. \_\_\_\_\_

★ 1512

但 500枚

27年 9月 26日

上記正に領収いたしました  
京都府京丹後市久美浜町浦明34-1-3

神野新聞販売所  
松本弘美

T629-3438 090-7343-9485  
FAX共(0772)83-0364

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

取 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

日本共産党 京丹後市会議員団様

No. \_\_\_\_\_

★ ￥16,329

但 433枚込代金にて

27年 9月 26日

上記正に領収いたしました

京都新聞網野販売所

代表者 池部雅則

京都府京丹後市網野町網野812-1

TEL 0772(72)3117

FAX 0772(72)3144

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

収入印紙

コクヨ ウケ-98

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

日本共産党京丹後市会議員団様

2015年9月26日

★ ¥ 9072

但 折込300枚の代金として  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

京都府久美浜町  
井垣新聞株式会社  
電話(0772)82-0041番,有線2535番  
FAX (0772) 82-1720



コダ 27-1036

領 収 書

日本共産党

京丹後市会議員団 様

27年9月26日

金額 ¥ 21,819.00

但し 7050枚 (折込 大ヨミ, 大ヨミ 含む)

上記正に領収いたしました

京都府京丹後市峰山町杉谷885-1

京都新聞峰山販売所

株式会社 ひらい

代表取締役 平井 亮 穂

電話 (0772) 62-0086番

FAX (0772) 62-4686番

収入  
印紙



……米軍・軍属の居住地問題……

# 中山市長の「住民意向調査の全面否定会見」は住民自治への介入です

……市長は間違いを認め住民に謝罪すべきです……

米軍関係者の居住地とされる網野町島津の連合区が、住民にたいし意向調査を実施したことをめぐり、中山泰市長が「住居の問題であり、法制上、倫理上、イエスカノーを言うことはあり得ない。倫理上、(調査結果を)集計して公表することはあつてはならない」(6月26日会見)などと住民自治に事実上の圧力をかけたことが問題視されています。

京丹後市議会の本会議で11日、日本共産党の森勝市議がこの問題を取り上げ質問したことに対し、中山市長は「住民自治の名のもとに人権を傷つけていいのか」などのべ、いわゆる「反問権」を行使する形で「住居の問題で合意を問うことが合理的に説明できる根拠を教えてください」と論難。市長の住民自治への不当な介入という批判を「虚構」と決めつけ、議会は紛糾しました。

以下あらためて日本共産党市会議員団の見解を明らかにするものです。

## 米軍関連施設に「人権」のすり替え

中山市長がいう「人権侵害」とはなにをさすのか、根拠を明らかにしていません。察するところ日本国憲法22条「居住、移転及び職業選択の自由」と思われます。市長は、外国人や国民一般の居住の権利と、米軍という軍事組織にかかわる人たちの居留場所の選定という性格の違う事柄を混同しています。

実際に、在日米軍にかかわる日米地位協定を協議する日米合同委員会において、米軍関係者の居住地の整理統合や、地元自治体の意向をうけた縮小・再編などが議論されており、そこでは市長の言う「移転・居住の自由」なる珍妙な議論は前提となっていない。

さらに、「移転・居住の自由」においても、「公共の福祉に反しない限り」という、積極的・政策的な角度からの制約が設けられています。これは原子力発電所や廃棄物処分場が建設される場合、近隣住民や自治体が「生存権」の保障などをおこなうこと、変更を求めることを当然の権利とするのと同様です。沖縄での事例をあげるまでもなく、米軍関係者による相次ぐ事故・事件などに不安を抱く住民が、声をあげるのは当たり前ではありませんか。

中山市長の議論は、そもそも憲法上の根拠ももたない珍論であり、在日米軍をめぐる日米両国政府の協議の実態を見ても、「人権侵害」などといったのり、住民自治に介入する口実になりえないことは明らかです。

## 市長の言う「地元の主体的判断こそ「虚構」

中山市長は、「私の公言した考えを区長が主体的に受け止め、主体的に判断した」などと強弁し、住民自治への介入や不当な圧力への批判を「虚構」などと攻撃しています。しかし、公権力の行使者

であり優越的地位にある首長が、調査そのものを否定し「集計して公表することはあつてはならない」と公言することは、だれが見ても圧力であり、住民自治への介入ではありませんか。「主体的判断」なるものこそ言い逃れの「虚構」であることは鮮明です。中山市長は間違いを認め住民に謝罪すべきです。

## 「米軍のことでもものを言うな」という市民にたいする攻撃です

こうした中山市長の米軍関連をめぐる対応・発言は、他自治体にはない異常なものです。田中邦生議員の質問にも、「レーダー基地は、もっぱら防御のための施設。トータルに抑止力が高まる」とのべ、米軍と自衛隊首脳が戦争法案の提案前に具体化に向けて暴走している問題でも、「一般論として、成立・施行前に行政庁として準備するのは当然」などと公言。異常なアメリカいなりぶりを浮き彫りにしています。この間の経過を見ると、市長の対応は「米軍のことでもものを言うな」というすべての市民にたいする攻撃に他なりません。

さらに議会運営にかんしても、中山市長の「反問権」の行使によって、質問そのものが結果として封殺されるといふ事態が起きています。反問権は「議員の質問等に対して論点、争点を明確にするため」と限定されており、議員質問への批判や攻撃を行うことはルール違反です。議会の行政をチェックする機能そのものが奪われかねない重大な問題です。市長の暴走を戒める民主的な議会運営が求められます。

日本共産党市議員団は、以上を踏まえ、米軍基地問題をめぐり市民の不安や声を受け止め、引き続き全力を尽くす決意です。多くの市民のみならず、中山市長の暴走に声をあげることが呼びかけるものです。



急ピッチで建設が進む米軍属の集合住宅/網野町島津

## 平成27年度 京丹後市議会政務活動費

## 実績報告審査(調査)資料

提出のあった政務活動費実績報告書について、経費の収支状況、添付資料等確認の結果、下記のとおりとなりました。

つきましては、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第4項及び第5項の規定により、この内容により市長へ送付してよろしいか伺います。

## 記

## 1 実績報告提出会派(無会派議員)名

日本共産党

## 2 実績報告の期別

( 上半期 ・ 下半期 )

## 3 実績報告の額及び審査後の額

| 区分       | 実績報告の額    | 審査後の額   | 増減          |
|----------|-----------|---------|-------------|
| 調査研究費    | 0 円       | 0 円     | 0 円         |
| 研修費      | 0 円       | 0 円     | 0 円         |
| 広報費      | 171,414 円 | 3,800 円 | △ 167,614 円 |
| 広聴費      | 0 円       | 0 円     | 0 円         |
| 要請・陳情活動費 | 0 円       | 0 円     | 0 円         |
| 合計       | 171,414 円 | 3,800 円 | △ 167,614 円 |

平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

会派等名

【 日本共産党 】



上半期分  
下半期分

| 連番 | 規程種別 | 条項      | チェック項目  | 受理 | 確認 | 合議 |
|----|------|---------|---|----|----|----|
| 1  | 条例   | 第3条     | 京丹後市議会基本条例及び政務活動費の交付の趣旨を踏まえた内容であるか                                  | ○  | ○  | ○  |
| 2  | 条例   | 第3条     | 使途の透明性は確保され、市民に対して説明できる内容であるか                                       | ×  | ○  | ○  |
| 3  | 条例   | 第5条     | 別表「政務活動に要する経費」に該当するか  | ○  | ○  | ○  |
| 4  | 条例   | 第6条     | 活動期間は4月1日から3月末日の範囲内か  | ○  | ○  | ○  |
| 5  | 条例   | 第8条     | 交付申請が提出されているか   | ○  | ○  | ○  |
| 6  | 条例   | 第9条     | 交付決定が通知されているか   | ○  | ○  | ○  |
| 7  | 条例   | 第10条第2項 | (上半期の場合)実績報告は10月10日(休日の場合、以後の最も近い休日でない日)までに提出されているか                 | ○  | ○  | ○  |
| 8  | 条例   | 第10条第2項 | (下半期の場合)実績報告は3月31日(休日の場合、以前の最も近い休日でない日)までに提出されているか                  | -  | -  | -  |
| 9  | 条例   | 第10条第2項 | 実績報告に、資料(経費の収支状況、領収証等)は添付されているか                                     | ○  | ○  | ○  |
| 10 | 条例   | 第14条    | 提出された書類の保存用コピーを作成したか  | ○  | ○  | ○  |
| 11 | 施行規則 | 第5条     | 実績報告の様式は様式第5号を用いており、必要事項に記入漏れはないか                                   | ○  | ○  | ○  |
| 12 | 施行規則 | 第8条     | 提出された会計帳簿及び領収書等の証拠書類(原本)を返却したか                                      | ○  | ○  | ○  |
| 13 | 施行規則 | 第9条第2項  | 公布の手続きに係る書類を京丹後市情報公開条例第7条に規定する非公開条例をマスキングしたうえ、HP用データとして整備したか(PDF保存) | ○  | ○  | ○  |
| 14 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(1)-①]公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか                     | -  | -  | -  |
| 15 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(1)-②]日当が支給されていないか  | -  | -  | -  |
| 16 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(1)-③]宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか                      | -  | -  | -  |
| 17 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(1)-④]市内用務に車賃を支出していないか  | -  | -  | -  |
| 18 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(1)-⑤]燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか                               | -  | -  | -  |
| 19 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(1)-⑥]ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか                           | -  | -  | -  |
| 20 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(1)-⑦]レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか                  | -  | -  | -  |
| 21 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(1)-⑧]タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか                             | -  | -  | -  |
| 22 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(1)-⑨]議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか                              | -  | -  | -  |
| 23 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(2)]出席者負担金や会費がある場合、懇親会費と明確に区分できる報告になっているか                     | -  | -  | -  |
| 24 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか                        | -  | -  | -  |
| 25 | 運用基準 | 第4-①    | [調査研究費(5)]視察先への土産代は、社会通念上妥当とされる範囲になっているか                            | -  | -  | -  |
| 26 | 運用基準 | 第4-①    | 活動内容報告や行程表等内容が具体的に分かる書類が添付されているか                                    | -  | -  | -  |
| 27 | 運用基準 | 第4-①    | 支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか                                     | -  | -  | -  |
| 28 | 運用基準 | 第4-②    | [研修費(1)-①]公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか                       | -  | -  | -  |
| 29 | 運用基準 | 第4-②    | [研修費(1)-②]日当が支給されていないか  | -  | -  | -  |
| 30 | 運用基準 | 第4-②    | [研修費(1)-③]宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか                        | -  | -  | -  |
| 31 | 運用基準 | 第4-②    | [研修費(1)-④]市内用務に車賃を支出していないか  | -  | -  | -  |
| 32 | 運用基準 | 第4-②    | [研修費(1)-⑤]燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか                                 | -  | -  | -  |
| 33 | 運用基準 | 第4-②    | [研修費(1)-⑥]ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか                             | -  | -  | -  |
| 34 | 運用基準 | 第4-②    | [研修費(1)-⑦]レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に報告されているか                    | -  | -  | -  |
| 35 | 運用基準 | 第4-②    | [研修費(1)-⑧]タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか                               | -  | -  | -  |
| 36 | 運用基準 | 第4-②    | [研修費(1)-⑨]議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか                                | -  | -  | -  |

平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

| 連番 | 規程種別 | 条項   | チェック項目   | 受理 | 確認 | 合議 |
|----|------|------|--|----|----|----|
| 37 | 運用基準 | 第4-② | [研修費(2)] 市内で開催されているものか   | -  | -  | -  |
| 38 | 運用基準 | 第4-② | [研修費(3)-①] 講師の交通費、宿泊費は実費となっているか  | -  | -  | -  |
| 39 | 運用基準 | 第4-② | [研修費(3)-②] 講師の日当が算入されていないか   | -  | -  | -  |
| 40 | 運用基準 | 第4-② | [研修費(3)-③] 講師の食事代は、社会通念上妥当とされる範囲内となっているか   | -  | -  | -  |
| 41 | 運用基準 | 第4-② | [研修費(3)-④] 講師の謝礼金は算定根拠が明記されているか  | -  | -  | -  |
| 42 | 運用基準 | 第4-② | [研修費(4)] 政党、政治団体、労働組合等が主催する集会、講演会、研修会への参加である場合、内容が政治、政党、選挙活動に当たらず、かつ市政に関するものであるか | -  | -  | -  |
| 43 | 運用基準 | 第4-② | [研修費(5)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか                                      | -  | -  | -  |
| 44 | 運用基準 | 第4-② | 活動内容報告書、実施要領、案内文書等の書類が添付されているか   | -  | -  | -  |
| 45 | 運用基準 | 第4-② | 支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか  | -  | -  | -  |
| 46 | 運用基準 | 第4-③ | [広報費(1)] 広報誌(成果物)は会派で保存されていることを確認したか   | ○  | ○  | ○  |
| 47 | 運用基準 | 第4-③ | [広報費(2)] 報告会の開催の場合、実施(参加)報告書、配布資料等が会派で保存されていることを確認したか                            | ×  | ○  | ○  |
| 48 | 運用基準 | 第4-③ | [広報費(3)] 広報誌作成の印刷代がある場合、領収書が添付されているか   | ○  | ○  | ○  |
| 49 | 運用基準 | 第4-③ | [広報費(4)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか                                      | -  | -  | -  |
| 50 | 運用基準 | 第4-③ | [広報費(5)] 広報内容の具体的な例に該当しているか  | ○  | ○  | ○  |
| 51 | 運用基準 | 第4-③ | [広報費(6)] 取り扱うことのできない各事例に該当していないか   | ×  | ○  | ○  |
| 52 | 運用基準 | 第4-③ | 実施要領、案内文書、広報誌等が添付されているか  | ○  | ○  | ○  |
| 53 | 運用基準 | 第4-③ | 支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか  | ×  | ○  | ○  |
| 54 | 運用基準 | 第4-④ | [広聴費(1)] 報告書、配布資料等は会派等で保存されていることを確認したか   | -  | -  | -  |
| 55 | 運用基準 | 第4-④ | [広聴費(2)] 参加者等に謝礼を支出した経費が算入されていないか  | -  | -  | -  |
| 56 | 運用基準 | 第4-④ | [広聴費(3)] 印刷代がある場合、領収書が添付されているか   | -  | -  | -  |
| 57 | 運用基準 | 第4-④ | [広聴費(4)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか                                      | -  | -  | -  |
| 58 | 運用基準 | 第4-④ | 活動内容報告、実施要領、案内文書が添付されているか  | -  | -  | -  |
| 59 | 運用基準 | 第4-④ | 支出することができない経費の事例に該当する経費の算入がないか   | -  | -  | -  |
| 60 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(1)] 報告書及び要請・陳情書等が会派等で保存されていることを確認したか                                     | -  | -  | -  |
| 61 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(2)-①] 公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか                                | -  | -  | -  |
| 62 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(2)-②] 日当が支給されていないか   | -  | -  | -  |
| 63 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(2)-③] 宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか、飲食代が含まれていないか                                 | -  | -  | -  |
| 64 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(2)-④] 市内用務に車賃を支出していないか   | -  | -  | -  |
| 65 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(2)-⑤] 燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか  | -  | -  | -  |
| 66 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(2)-⑥] ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか                                      | -  | -  | -  |
| 67 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(2)-⑦] レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか                             | -  | -  | -  |
| 68 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(2)-⑧] タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか  | -  | -  | -  |
| 69 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(3)] 印刷代がある場合、領収書が添付されているか  | -  | -  | -  |
| 70 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(4)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか                                   | -  | -  | -  |
| 71 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(5)] 内容の各事例に該当する報告であるか  | -  | -  | -  |
| 72 | 運用基準 | 第4-⑤ | [要請・陳情費(6)] 要請先として相当すると認められる要職者であるか  | -  | -  | -  |
| 73 | 運用基準 | 第4-⑤ | 活動内容報告や要請・陳情書の写し等の書類が添付されているか  | -  | -  | -  |
| 74 | 運用基準 | 第4-⑤ | 支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか  | -  | -  | -  |

※ 条例第10条第2項又は第3項による実績報告書を提出すべき期限

※ 今回の実績報告書が提出された日

※ 会派等担当者による内容の確認及び訂正の完了した日

平成27年 10月 13日

平成27年 10月 7日

平成27年 11月 16日







様式第6号（第6条関係）

7 総務第2784号

平成27年12月15日

日本共産党

代表者 森 勝 様

京丹後市長 中山



政務活動費交付確定通知書

平成27年11月16日付けで実績報告の提出を受けた平成27年度政務活動費上半期（4月から9月）について、下記のとおり確定したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第11条の規定に基づき通知します。

記

1 交付確定額 3,800円

様式第7号（第7条関係）

政務活動費交付請求書



|      |  |  |  |  |   |   |   |   |   |   |
|------|--|--|--|--|---|---|---|---|---|---|
| 請求金額 |  |  |  |  | ¥ | 3 | 8 | 0 | 0 | 円 |
|------|--|--|--|--|---|---|---|---|---|---|

※右づめにて、金額の頭書に¥を記入すること。

ただし、平成27年度政務活動費

|                       |             |  |              |
|-----------------------|-------------|--|--------------|
| <input type="radio"/> | 上半期（4月から9月） |  | 下半期（10月から3月） |
|-----------------------|-------------|--|--------------|

平成27年12月15日付け7総務第2784号により交付決定（額の確定）通知のあった政務活動費について、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第12条の規定に基づき請求します。

平成27年12月17日

京丹後市長 様

会派名 日本共産党

代表者名 森

勝

(電話)

無会派議員名

印

(電話)

なお、次の口座に振込願います。

|       |  |      |  |
|-------|--|------|--|
| 金融機関  |  |      |  |
| 預金種別  |  | 口座番号 |  |
| フリガナ  |  |      |  |
| 口座名義人 |  |      |  |

担当者  
確認印